

## 普遍主義と個別主義の交差：コルシカと沖縄

中野，裕二  
宮崎大学教育学部助教授

<https://doi.org/10.15017/2069>

---

出版情報：法政研究. 63 (3/4), pp.201-220, 1997-03-21. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

# 普遍主義と個別主義の交差

——コルシカと沖縄——

中野裕二

- 一 二つの島嶼地域
- 二 比較基準の設定
- 三 コルシカへの応用
- 四 沖縄への応用
- 五 残された課題——むすびにかえて

## 一 二つの島嶼地域

論 説

(1) 「ジョックス法」以後のコルシカの問題

筆者はかつて、一九九一年にフランスで制定された、「コルシカ地方団体の地位に関する法律」(以下「ジョックス法」)と、それに対する憲法院 (Conseil constitutionnel) の判決をもとに、フランスにおける社会編成原理の問題状況を論じたことがある。<sup>①</sup>「ジョックス法」は、コルシカのフランスからの分離独立を求めてテロ活動を行う非合法団体、FLNC (コルシカ民族解放戦線) からコルシカの市民生活を守り、また、島嶼性に由来するコルシカの経済的な低発展の克服、そしてコルシカの伝統的文化を守っていくことを目的として制定された。そのために「ジョックス法」は、①「コルシカ人民」(Le peuple corse) 概念の導入、②コルシカ地方団体 (collectivité territoriale de Corse) の創設、③コルシカ執行評議会 (Conseil exécutif de Corse) の創設を柱として制定された。それに対して示された憲法院判決は、「コルシカ人民」規定の違憲性と、コルシカ地方団体およびコルシカ執行評議会創設の合憲性という判断を示すものであった。

筆者は、フランス政府が「ジョックス法」を制定しなければならなかった状況と、合憲と違憲の入り交じった憲法院判決を、あらゆる差異を否定し市民としての平等を求める立場と、文化等の差異を尊重する立場との対立であり、フランスは、今日、その両者の間で揺れ動いていると結論した。

その後のコルシカを同様に「差異の否定」と「差異の承認」という軸で見るとつぎのようになる。一九九四年末に、コルシカに税制上の特別の地位を与える法律が成立し、<sup>②</sup>その意味では「差異の承認」が進んでいる。他方で、政府は、FLNCをはじめとしたナショナリストが強く望む「コルシカ人民」概念の承認を強く拒否しているので、「差異の否定」も維持されているといえる。このように、状況に大きな変化がない中で、FLNCの分裂後成立したFLNC II カナル・イストリック (FLNC-Canal historique) による爆弾テロや暗殺は過激さを増し、他ナショナリスト集団指導者の暗殺、コルシカにある国家機関 (裁判所や郵便局など) への爆弾テロが頻発している。さらに、そ

れまではあまりなかったフランス本土での爆弾テロが起こるようになり<sup>③</sup>、なかでもA・ジュペ首相が市長をつとめるボルドー市庁舎への爆弾テロ事件（一九九六年一〇月五日深夜）とジュペ首相本人へのテロ予告（一〇月一七日）は象徴的であった<sup>④</sup>。

このように、フランスでは差異を否定する立場と差異の承認を求める立場の間で摩擦が生じており、「ジョックス法」制定以降も大きな政治的問題として残っている。

## (2) 沖縄の問題

一方、わが国に目を転じると、周知の通り一九九五年九月の沖縄の米兵による少女暴行事件を発端として、島嶼地域である沖縄に関連した様々な出来事が起こっている。それは、沖縄県民の反米軍基地運動、軍用地の強制使用に関する沖縄県知事の代理署名拒否とその後の国との裁判、日米地位協定の見直し、沖縄米軍基地の返還交渉、沖縄振興策の策定などである。それぞれの点については、新聞等で報道されており、また文献もある<sup>⑤</sup>。わが国の島嶼地域である沖縄をめぐって大きな政治的問題が存在している。

## (3) 比較の視点

フランスのコルシカとわが国の沖縄は、島嶼地域であるという地理的な要素にとどまらず、本土地域と比べて経済的に大きく立ち後れている点、中央政府に対する疑念・反感が存在している点で共通している。

コルシカの人口は約二五万人（全人口の約〇・四％、一九九〇年現在）であるのに対し、沖縄の人口は約一二七万人（同約一％、九五年）である。コルシカ地方団体の年間予算は約五億七四〇〇万フラン（約一一四億円）であるの

に対し、国からの財政援助は約七億フラン（約一四〇億円）、その他EUからも五年間で約四〇〇億円の援助がなされていることから、いかに外部の援助に頼らざるをえないかがわかる。また、一人当たりの総生産額は約八万二〇〇〇フラン（約一六〇万円）で、全国中もっとも低い範疇にはいる。一方、沖縄県の歳入は約六〇二六億円（九四年）であり、また一人当たりの県民所得は約二二一万円（九三年）で、全国平均のおよそ三分の二で四七都道府県中最低、また県の経済の公共投資への依存度は全国中一位である。このことから、沖縄の経済も補助金に頼らざるをえない状況が推察できる。<sup>6)</sup>

しかし、コルシカには、沖縄のように他国の軍事基地が存在しているわけでもないし、沖縄では、コルシカのようなテロ活動が起こっているわけでもない。それでは、コルシカと沖縄はどこが同じで、どこが異なっているのだろうか。そもそもコルシカと沖縄は比較可能なのであろうか。

本稿は、こうした問題関心のもとコルシカと沖縄の比較を試みようとするものである。

さてそこで比較の視点であるが、それは、筆者が論じたことのあるコルシカで論点とした、地域問題を解決するためのイデオロギーとしての「差異の否定」と「差異の承認」を基本的対立軸と考えることにする。ここでは、それより一般化して、「普遍主義」と「個別主義」という言葉で表すことにしよう。したがって本稿は、ともに中央政府に異議申し立てをしているコルシカと沖縄を「普遍主義」と「個別主義」という理論軸を用いて比較を試みるというものになる。

ただし、双方の事例から「普遍主義」と「個別主義」を抽出する対象となるものは、法律や制度およびその改革案、裁判所の判決文、そして中央政府およびコルシカと沖縄の側に立つ言説に限るものとする。筆者はコルシカを論文で扱ったことはあるが、コルシカそれ自体を専門に研究してきたわけではないし、沖縄に関しては専門的知識を

持っていない。したがって、本稿ではコルシカと沖繩が抱える個別的の問題について論じることはできないし、内部の意見対立を詳細に論じることはできない。また、同じ理由から、それぞれの文化的特徴についても触れることはできない。それゆえあくまでも本稿は、筆者がコルシカを論じる際に用いた理論枠組みを沖繩の事例に当てはめてみるというものであり、試論の域にとどまるものである。

こうした限定をふまえたうえで、本稿は次のように構成される。まず、われわれが用いる「普遍主義」と「個別主義」に関して、若干の定義を行い、さらにより細かな比較基準を設定する(二)。次に、設定された比較基準をコルシカと沖繩に應用する(三、四)。そして最後に、これから比較を進展させていくうえで、またコルシカと沖繩の問題を考えていくうえで必要と思われる点について筆者なりに論じてみたい(五)。

## 二 比較基準の設定

### (1) 「普遍主義」と「個別主義」

ここでは「普遍主義」を、ある特定の社会を構成する人々を同じように扱うべきであると考えた立場であるとする。人種や民族にかかわらず地球上すべての人間を指す「人類」という概念を用いる場合や、身分や階級にかかわらず、すべての人が有する「人権」を尊重する立場がそれにあたる。それに対し「個別主義」とは、ある特定の社会を構成する人々を、その人々の持つ独自性に応じて扱うべきであると考えた立場であるとする。身分や階級や人種、民族ごとに異なる権利や特権を求めたり、逆に保護を求めたりする場合がこれにあたる。

注意しなければならないのは、「人権」を求める「普遍主義」がプラスの価値を持ち、「特権」を求める「個別主義」がマイナスの価値を持つわけではないということである。「普遍主義」を標榜しつつ同化主義に陥ったり、逆に同化主義に対抗するために「個別主義」の立場に立つことはある。<sup>7)</sup>

## (2) 「普遍主義」と「個別主義」の諸側面

次に、この「普遍主義」と「個別主義」を基本的な理論軸として比較するにあたって必要と思われる場合分けを行ってみよう。

### a 政治的—経済的側面

「普遍主義」と「個別主義」が政治的側面で主張される場合（権利、政治制度などとの関係で論じられる場合）と経済的側面で主張される場合（財政、税制、補助金など）が考えられる。さらに、文化的側面で主張される場合（言語や文化など）も考えられるが、ここでは扱わない。

### b 中央—地方的側面

「普遍主義」と「個別主義」が中央政府によって主張されるか、それとも地方政府やその他の地域的団体の側から発せられるかで区別できるだろう。

### c 国内的—国際的側面

「普遍主義」と「個別主義」が主張されるきっかけや、それぞれが促進される圧力が国内的要因に限られるのか、それとも国際的な要因があるのかで区別できるだろう。

### d 手段—目的

「普遍主義」と「個別主義」を、何か別の目的を実現するための手段として主張するのか、それともそれ自体を目的とするのかで区別できるだろう。例えば、アメリカで行われている黒人に対するアファーマティブ・アクションは、奴隷制やその後の黒人に対する人種差別的な取り扱いに対する反省に基づく、平等な社会を実現するための政策であるので、「普遍主義」を目的とした「手段としての個別主義」であるといえる。逆に、分離独立や連邦制化を求めるようなものは、「目的としての個別主義」であるといえるだろう。

それでは、こうした区別をコルシカと沖縄の事例に当てはめるとどうなるのだろうか。

### 三 コルシカへの応用

#### (1) 政治的側面

フランスの現行憲法第二条第一項は次のように定めている。「フランスは、非宗教的、民主的かつ社会的な不可分の共和国である。フランスは、出生、人種または宗教による差別なしに、すべての市民に対して法律の前の平等を保障する。」すなわち、フランスは諸個人を出生や人種、宗教にかかわらず市民 (citoyens) とみなし、すべての市民の平等という原則に立つ。

「ジョッキクス法」第一条の「フランス人民の構成要素たるコルシカ人民」という「コルシカ人民」概念に対する憲法院の違憲判決も、憲法二条の規定を根拠とするものであった。憲法院は、「憲法は、出生、人種、宗教に左右されない、すべてのフランス市民から構成されるフランス人民しか認めていない」と結論して、あたかも「フランス人



「民」とは別の法的存在として「コルシカ人民」が存在しているかのように規定した「ジョックス法」第一条を違憲と判断したのである。<sup>(8)</sup>

こうしたことから考えるならば、フランス政府は、フランスというひとつの集団は市民のみによって構成されるという立場に立ち、それは「普遍主義」的であるといえるだろう。

これに対し、コルシカ人は、フランスに対して自治を求め、またその過激なものが分離主義へと至るという点、また、憲法院の違憲判決によって「ジョックス法」から削除された「コルシカ人民」概念の承認を求めている点、コルシカを他の地域圏とはまったく別のカテゴリーにした「ジョックス法」を支持しているという意味で「個別主義」的立場に立つといえるだろう。

また逆に考えるならば、フランス政府が「ジョックス法」を準備し、コルシカに特別の地位を与えたという意味では、フランス政府の側も部分的にはあるが「個別主義」的傾向にあるともいえる。

## (2) 経済的側面

フランス政府はコルシカに対し、経済的には本土とは異なる政策をとってきた。そうした優遇措置はナポレオンまでさかのぼるともいわれている。<sup>(9)</sup> 具体的には以下のような措置がとられている。付加価値税（TVA）は、食品が二・一％（本土五・五％）、ホテル、ガソリンが八％（同二〇・六％）などである。また、タバコは本土に比べ三〇％安く、酒小売店の登録税は免除されている。また、コルシカと本土とを結ぶ旅客運輸会社であるSNCM社（フェリー）とエール・アンテール社（飛行機）には毎年九〇万フラン（約一八〇〇万円）の補助金が政府から給付されている。<sup>(10)</sup>

さらに、一九九四年一二月には、コルシカが島嶼地域であるというマイナス面を補い、コルシカの経済的・社会的発展を促進する目的で、コルシカに税制上に特別の地位を与える法律が成立した。その主な内容は、商店経営者、工場経営者また自由業者を対象とした地方税である、事業税、(taxe professionnelle)のうち、県、コルシカ地方団体分は廃止され、コミューン分は本土の税率の七五%にするというものであった。<sup>(11)</sup>

一九九六年七月にはそれをさらに進めて、コルシカをむこう五年間、一種の経済「自由地帯」(zone franche)<sup>(12)</sup>にしようとする案が発表され、一二月現在その法案化が進んでいる。その内容は、コルシカの二つの県に対する財政援助の追加、コルシカ語の保護、農業・漁業振興、そして事業税と法人税の免税を含む、数種の減税・免税措置である。国家による財政援助と減免税の総額は七〜八億フラン(約一四〇〜一六〇億円)にのぼり、EUからの援助は一九九四〜九九年で一八億フラン(約三六〇億円)の予定である。<sup>(13)</sup>

このように、フランス政府のコルシカの経済的側面に対する態度は「個別主義」であるといえるだろう。

この「自由地帯」案に対し、コルシカの経営者側は、計画されている減免税案では、政府の試算どおりの経済効果は得られないとして、案の修正を求めている。<sup>(14)</sup> また、コルシカの労働組合各団体は、ジュペ首相のコルシカ訪問(七月)にあわせてストライキを呼びかけたが、その際の主張は、「自由地帯」は経営者に対する優遇措置ばかりであることへの反対であった。<sup>(15)</sup> さらに、コルシカの漁民は一二月三―四日にアジャックシオの港を封鎖したが、かれらの要求は、計画されている「自由地帯」案が彼らに利益をもたらさないと理由で、計画の修正を求めるものであった。<sup>(16)</sup> コルシカ議会(Assemblée de Corse)は、一二月四日に二六対二四で「自由地帯」案賛成の議決をした。反対は、ナシヨナリスト系グループと共産党などであった。<sup>(17)</sup>

以上の通り、コルシカでは「自由地帯」法案に対しては、優遇措置の拡大を求める声が大きく、全体としては賛成

の立場に立つ。また、「自由地帯」反対に投じたナショナリストは、フランスからの援助をよりも独立を求める立場である。その意味で、コルシカの経済的側面に関するコルシカ人の立場は「個別主義」的であるといえるだろう。

### (3) 国内—国際的要因

「ジョックス法」の制定にあたってEUの地域政策が影響を与えたことについて、筆者は若干触れたことがある。<sup>(18)</sup>ここでは繰り返さないが、コルシカに特別の地位を与えたという点で、政治的側面においては、EUという国際的要因がフランス政府に「個別主義」の立場を一部とらせる圧力になったといえるだろう。

これに対し、「自由地帯」案の場合、サルディニアやシチリアといったコルシカに隣接するイタリアの島嶼地域に対して、EUとしての政策格差が生じるためという理由で、「自由地帯」案自体が不可能ではないかというフランス政府閣僚の意見も出されていた。<sup>(19)</sup>その後、一〇月一六日に欧州委員会は「自由地帯」案を承認して、フランス政府は具体的な法案作成に取りかかることになった。<sup>(20)</sup>欧州委員会はヨーロッパの島嶼地域に対する政策をヨーロッパのすべての島嶼地域に対し「普遍主義」的に行おうとするがゆえに、フランスの「個別主義」的政策を抑制する力が働いたと考えられるだろう。

## 四 沖繩への応用

### (1) 政治的側面

日本政府の基本的な立場を確認するうえで参考になるのが「アイヌ新法」に対する政府の見解である。

明治政府によって一八九九年に制定された「北海道旧土人保護法」は、アイヌ民族の伝統的生活習慣を強制的に日本的なものへと同化させる内容を持つものであった。アイヌ民族の最大組織である北海道ウタリ協会は、一九八四年、この差別的な旧法を廃止し、民族の権利回復を目指す「アイヌ新法」原案を作成し、北海道とともに政府に新法制定を求めた(八八年)。これに対し、政府では八九年に「アイヌ新法問題検討委員会」を設けたが、実質上の議論は進まなかった。議論が進まない理由として、政府は、「特定の集団の利害を主張する『先住権』という概念は、『個人の平等』を基本とする現行憲法になじまない」ことをあげている。<sup>(21)</sup>

その後、内閣官房長官の私的諮問機関「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が一九九六年四月に報告書をまとめた。その報告書は、アイヌ文化の振興や人権擁護のための「新たな立法措置」を提言しているが、「先住権」に関しては認定を見送った。しかも、「先住権」のなかでも「分離独立」や土地・資源の「返還、補償」などについての「自決権」は「新たな施策の展開の基礎に置くことはできない」として排除している。<sup>(22)</sup>

このように、わが国政府の基本的立場は「個人の平等」を基礎とするものであり、「普遍主義」的立場に立つといえるであろう。

これに対して、沖縄の側はどのような立場に立つのであろうか。米軍基地問題で沖縄県が主張するのは次のような点であった。在沖米軍施設の全国比率について、米軍が常時使用できる専用施設は、「全国の実に七四・七%が、国土面積のわずか〇・六%しかない沖縄県に集中しており、他の都道府県に比べて過重な負担を強いられている」点、<sup>(23)</sup>また、米軍施設の過度の集中により、軍事演習・訓練中の事故や軍人・軍属による刑事事件が多発している点、さらには、米軍の存在が環境破壊につながり、同時に沖縄県の振興にとって大きな障害になっている点である。そして、

「かりに、日米安保堅持・強化によって、日本国民が安全保障上の大きな利益を得ているとするならば、米軍基地と共生・共存するという不利益も等しく享受すべきである。」<sup>(24)</sup>と主張する。

また、いわゆる代理署名拒否訴訟の準備書面では次のように、沖縄県の主張がまとめられている。多少長くなるが引用してみよう。

何故沖縄だけにこれ程多くの米軍基地が押し付けられなければならないのであろうか。

憲法一四条は「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定し、平等原則、平等権を憲法の保障する重要な基本権と定めた。

この平等原則、平等権は、国民一人ひとりに保障されることは勿論、地方公共団体及びその住民にも保障されなければならない。右一四条の「国民」の中には、国民だけでなく、私法人、公法人等の社会で活動する諸団体も当然に含まれるものである。

憲法で保障された地方公共団体は、一つの公法人として憲法一四条の平等権を有し、且つ平等原則の保障を享受するものである。

憲法九五条が「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定したのは、憲法一四条が保障した平等原則を、地方公共団体の下の地域住民に対して具体的に保障するためである。

沖縄県及び沖縄県民は、ひとつの地方公共団体及びひとつの地域住民として、右平等原則、平等権を保障される地位にあるものであり、且つ積極的に平等取扱いを求める権利を有する。ところが、前述の日米安保条約に基づく米軍の駐留状況を見て明らかのように、在日米軍は、過度に沖縄県に集中し、その負担、犠牲は許容の限度を著しく超えている。右状況は、復帰後すでに二三年も継続しており、その不合理さ、違法性は一見して明白である。

このように、沖縄県だけに米軍基地を集中、偏在させていることには、全く合理的理由がなく、在沖米軍に基地を提供している国の行為は平等原則に違反していると言わざるをえない。<sup>(25)</sup>

このように、沖縄県は政府に対し、沖縄と本土との平等の取り扱いを求めているのであり、その立場は「普遍主義」である。

## (2) 経済的側面

沖縄県は、政府の第四次全国総合開発計画と第三次沖縄振興開発計画を基礎にして、「国際都市形成整備構想」を作成している。国際都市形成整備構想は、「これまでの戦後五〇年にわたる極東アジアの軍事拠点としての沖縄から、平和の研究や情報の発信拠点、国際的な貢献拠点へと方向転換を図り、二一世紀の成長センターといわれているアジアの国々と我が国の「架け橋」となることをめざしている」<sup>26</sup>のであるが、その実現のために七つのプロジェクトが計画されている。そのプロジェクトのなかに、交通ネットワークの整備、駐留軍用地の返還とその跡地の整備などとならんで、「新たな産業の創出」の項目がある。その内容は、「情報関連産業の集積、自由貿易地域の整備拡充、金融・投資等に係わるオフィス機能の導入や貿易センターの整備等を促進する」、「規制緩和等の推進や空路・海路等の自由化を促進し、産業活動の活発化や新しい産業の立地を促進するとともに、内外に開かれた我が国経済社会の実現に寄与する『経済特別区』の形成を推進する」<sup>27</sup>というものである。同様の文脈で、沖縄県は九六年八月に規制緩和要望を政府に提出したが、そのなかで、沖縄県は自由貿易地域の拡充強化策として、法人税の軽減、独自関税制度などの導入をあげている。また、アジア太平洋地域の交流拠点とするために必要としている、台湾、韓国、香港とのノービザ制度も要求している。<sup>28</sup>さらに、沖縄県の吉元副知事は「自治を基本にした特別県制」<sup>29</sup>を求める発言をしている。

このように、沖縄県の国際都市形成構想は、政府の全国計画を基礎とするという意味では「普遍主義」的である

が、沖縄に特別の地位を求める部分も含まれており、「個別主義」的でもある。沖縄の「個別主義」的要求に対し政府は、法人税や関税に関して「沖縄のみを対象とすることは一國二制度となる」として強く反対している。<sup>30)</sup>

## 五 残された課題——むすびにかえて

以上われわれは、「普遍主義」と「個別主義」という視点からコルシカと沖縄の状況を概観した。コルシカの場合、政治的側面では、伝統的に「普遍主義」の立場に立つフランス政府に対し「個別主義」を求めるコルシカ、そのコルシカのテロを伴う「個別主義」の要求とEUの地域政策の影響から、フランス政府も部分的に「個別主義」を認めているという位置づけ方ができよう。そして、そうした立場に則して経済的にも「個別主義」的政策が「自由地帯」案として具体化されようとしているのである。

コルシカと比較した場合、沖縄の特徴は、ひとつには政治的側面では、政府も沖縄も、ともに「普遍主義」の立場に立っている点であり、いまひとつは沖縄側が政治的側面では「普遍主義」に立つにもかかわらず、経済的側面では部分的に「個別主義」的立場に立つという点である。

さて、このように「普遍主義」と「個別主義」という軸でコルシカと沖縄を比較してみると、同じように中央政府に異議申し立てをしている島嶼地域でも、その拠って立つ考え方は異なることがわかった。なぜ、コルシカと沖縄ではその立場が異なるのかについては、さらに別の理論枠組みや別のアプローチの仕方でも分析する必要があるだろうし、今回は触れなかった文化的側面についての分析も有効かもしれない。さらに、「普遍主義」的中央政府に対し

「個別主義」的コルシカという位置づけ方を当然のこととして考えてきた筆者にとって、沖縄の事例は新たな視覚を与えてくれた。このことは、逆に考えれば、「普遍主義」に立つ沖縄が「個別主義」に転じる可能性も視野に入れられるということである。

その他、いくつかの課題が残された。政府の「普遍主義」に対して「個別主義」を求めるコルシカの場合、その対立軸はきわめて明確であるが、沖縄の事例のように「普遍主義」に対し「普遍主義」が対立するという点を理解することは容易ではない。そのためには、政府と沖縄が主張するそれぞれの「普遍主義」の中身やその基礎となる「平等」や「人権」といった概念を再検討する必要がでてくるであろう。

また、政治的にも経済的にも「個別主義」を主張するコルシカに対し、沖縄が政治的には「普遍主義」を求め経済的には「個別主義」を求める点を理解するのもまた容易ではない。この問題は、「手段としての個別主義」、「目的としての個別主義」という点から考えてみる必要があるだろう。コルシカの場合、「個別主義」は分離独立を望むナシヨナリストにとっては目的であるが、「自由地帯」案に対する態度から考えれば、その他のコルシカ人にとっては経済発展のための手段であるようだ。それゆえ、「自由地帯」案は五年という期限が決められており、また「手段としての個別主義」であるならば、基本的には「普遍主義」の立場に立つ政府も「自由地帯」を受け入れることができるのである。

同様に、沖縄の基本的立場も、代理署名拒否をめぐる訴訟の準備書面に端的に現れていたように、沖縄と本土との平等実現にある。それならば、経済的側面で主張される「個別主義」は平等を実現するための手段という位置づけになるであろう。しかし、期限を明確にしない税制・関税の特別制度を求めたり、「特別県制」を求めたりすることは平等実現のための「手段としての個別主義」を後退させる。そしてそれは、沖縄県が「目的としての個別主義」を



求めているものと映る。そこには、沖縄の立場としての「普遍主義」と「個別主義」の間の矛盾がある。さらに、もし沖縄が特別な県になり、恒常的に経済的優遇や特例が認められたならば、政府の基地問題における、沖縄に対する差別的取り扱いを正当化するおそれもあるのではなからうか。沖縄の人々が平等を求めたのであれば、「手段としての個別主義」からは逸脱しない計画を立案し、また主張する必要があるのではなからうか。

このように、われわれにはいくつもの課題が残されているのである。

(1) 中野裕二「現代フランスにおける共存原理の模索——コルシカ問題にみる「差異の否定」と「差異の承認」——」『法政研究』第五九巻第一号、一九九二年、一一九—一三五頁、後に一部修正のうえ、中野裕二『フランス国家とマイノリティ——共生の「共和制モデル」』国際書院、一九九六年、第一章に所収。

(2) Loi n°94-1131 du 27 décembre 1994 portant statut fiscal de la Corse, *Dalloz-Sirey*, 1995, p.20.

(3) ここで「ジョックス法」施行後のコルシカについて概観しておく。

一九九二年三月に「ジョックス法」に基づく初めてのコルシカ議会議員選挙があった。その結果、五一議席の議席配分は次のようになった(表1)。

コルシカの地位に関して分類すれば、ナシヨナリストである *Corsica Nazione* は「ジョックス法」はコルシカをフランスに押しとどめるものなので反対(議席九)、近代主義者と呼ばれる人々(フランス民主連合、社会党、共産党)とMPAは「ジョックス法」に賛成(議席一六)、伝統主義者と呼ばれる人々(RPR、MRGなど)はコルシカはフランスに同化するべきであるという立場から「ジョックス法」に反対している(議席二六)(*L'Express*, n°2237, 26 mai 1994, p.14)。議長は「ジョックス法」に反対の立場に立つRPRのJ・P・ド・ロッカセラ(Jean-Paul de Rocca-Serra)が就き、コルシカ執行評議会の長にはUDFのJ・バジオーニ(Jean Baggio)がとどめるといふねじれた関係になっている。

この選挙結果の最大の特徴は、今までテロ行為を行っていたナシヨナリストが合法的政治団体を組織し議席を獲得しているという点であるが、その結果議席の配分からわかる通り、「ジョックス法」に反対する人々が多数を占めたので「ジョックス法」による改革の意義が活かされる可能性は低いと考えられた。また、一九九二年一〇月段階で執行評議会の建物がなく行政

機関がアジャックシオ市内に点在しているなど、改革の目玉であった執行評議会が活動する条件は整っているとは言いがたい。また、財政上の権限移譲の施行令が、執行評議会が組織されて九ヶ月も後の九三年予算にあわせて出されるなど、フランス政府の積極的支援も得られなかった。

執行評議会が十分に機能しないことは、伝統的にコルシカを支配してきたクランと呼ばれる右翼の有力者(ド・ロッカセル)がその代表的存在)の勢力を再び活発にし、その結果クラン対ナシヨナリストの正面対決の悲劇が再び起こるのでないかと危惧された(*Selection hebdomadaire du journal* 《Le Monde》, n°2292, 1-7 octobre 1992 (以下、SHと略記))。しかし、実際に起こったのはナシヨナリスト内部の殺し合いであった。一九九〇年の分裂によって三つになった非合法ナシヨナリスト集団は、そのいずれもコルシカの未来像を描けないまま、互いに対立を深め、九五年には一人ものナシヨナリスト活動家が暗殺されている(SH, n° 2452, 2 novembre 1995.) (図1参照)。

(4) France 2 Infos France (以下、F2と略記), 06-10-96 16H29, 17-10-96 23H19. ここで引用したのは、フランス国営放送 France 2 がインターネットで提供しているフランス国内ニュースの文字情報である。インターネットで入手した情報を、どの程度まで引用すべきかについて、確固たる考えを持たないが、コルシカに関する情報をわが国で入手することは困難であるので、あえて使用することにした。ここでは記事が入力された日時をもって出所を明らかにする。なお、France 2 Infos France のURLは<http://www.france2.fr/indexfrm.htm>である。

(5) 参照、新崎盛暉『沖縄現代史』岩波書店、一九九六年、沖縄県編『沖縄 苦難の現代史』岩波書店、一九九六年、大田昌秀『沖縄は主張する』(岩波ブックスレット三九七)岩波書店、一九九六年。

(6) Quid 1995, Robert Laffont, 1994, pp.818-819, 841-842; G.X. Culioli, 《La Corse, désespérément humaine, gagnée par la violence》, *Le Monde diplomatique*, n°497, août 1995, p.17. 経済企画協会編『地域経済要覧 一九九六』大蔵省印刷局、一九九六年、一三頁、嶋津昭編『図説 地方財政』東洋経済新報社、一九九六年、一〇—一三頁、岡本全勝『地方交付税 仕組と機能』大蔵省印刷局、一九九五年、二七四頁。

(7) この点に関しては、すでにP・A・タギエフ(Pierre-André Taguieff)が詳細に論じているので参照のこと。P.A. Taguieff, *La force du préjugé: Essai sur le racisme et ses doubles*, La Découverte, 1987.

(8) 中野・前掲論文、一二六—一二七頁。

(9) 宮島喬『ひとつのヨーロッパ いくつものヨーロッパ』東京大学出版会、一九九二年、四一頁。

- (10) F2, 29-03-96 12H22.  
 (11) *Dalloz-Sirey*, 1995, p.20.  
 (12) zone francheとは辞書による定義では「輸出入とも無税で外国貨物や船舶が自由に出入り可能な港」という意味であるが、コルシカに対して用いられているのは、比喩的に用いられているものであろう。ただし、ここではそのまま「自由地帯」と表記するにとどめる。

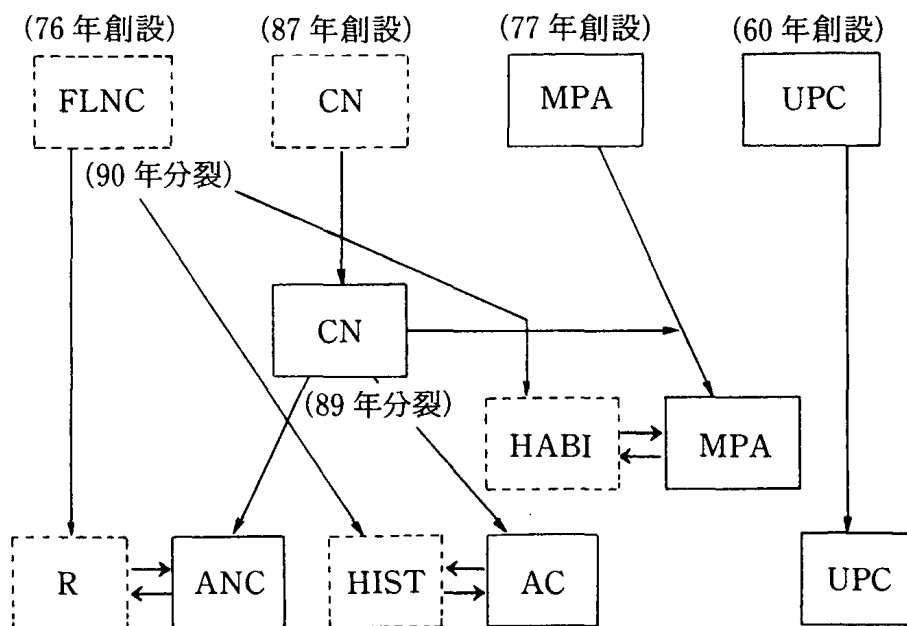
- (13) SH, n°2490, 25 juillet 1996.  
 (14) SH, n°2507, 21 novembre 1996.  
 (15) F2, 16-07-96 16H55.  
 (16) F2, 04-12-96 10H37.  
 (17) F2, 05-11-96 09H30.  
 (18) 中野・前掲論文、一二九—一三〇頁。  
 (19) F2, 30-05-96 21H09.  
 (20) F2, 16-10-96 23H24.  
 (21) 『朝日新聞』一九九四年九月七日。  
 (22) 『朝日新聞』一九九六年四月二日。  
 (23) 沖縄県編・前掲書、一〇二—一〇三頁。  
 (24) 同右、一七八—一七九頁。  
 (25) 同右、二二九—二三〇頁。  
 (26) 大田・前掲書、五一—五二頁。  
 (27) 『沖縄タイムス』一九九六年一月九日。ただし、この情報もインターネットにより入手した。http://www.okinawatimes.co.jp/参照。  
 (28) 『沖縄タイムス』一九九六年一月一五日。  
 (29) 『毎日新聞』一九九六年一月一七日。  
 (30) 『沖縄タイムス』一九九六年一月一五日。

表1 コルシカ議会議席配分

RPR-右翼諸派連合	16
Corcica Nazione	9
UDF-右翼諸派連合	8
MRG	5
PC	4
MPA	4
右翼諸派1	3
右翼諸派2	2
合計	51

注意) Corcica NazioneはANC (Accolta naziunale corsa)、A Cuncolta、UPC (Union du peuple corse)の選挙協力団体  
 UDF=フランス民主連合(中道) RPR=共和国連合(右翼)  
 MRG=急進左翼 PC=共産党  
 MPA (Mouvement pour l'autodetermination) (民族自決主義)  
 (L'Express, n°2237, 26 mai 1994, p.14 をもとに筆者作成)

図1 コルシカ・ナショナリストの系統図



注意) CN=Cuncolta Naziunalista R=Resistenza  
 HIST=FLNC-Canal historique HABI=FLNC-Canal habituel  
 AC=A Cuncolta  
 [ ] = 非合法団体 [ ] = 合法政治団体  
 ⇔ 緊密な関係

(L'Express, n°2237, 26 mai 1994, p.15; n°2271, 19 janvier 1995, p.10 をもとに筆者作成)